

PCIP勉強会資料

技術士倫理綱領の基本的 な理解のために

2022年6月30日

浮穴俊康

勉強会資料目次

1. はじめに
2. 技術士倫理綱領の概要
3. 技術士倫理綱領の構造
4. 技術者倫理の事例
5. 技術士倫理綱領の改訂
6. おわりに

1. はじめに

本報告について

- 筆者は、倫理委員に指名され、改めて技術士倫理綱領を読み「それぞれの綱領がどのように規定されたのか」、「その綱領が、実際に起こった事例にどのように適用されるのか」などを考えた。
- 本報告は、自分の素朴な疑問に対する応えとしてまとめた。
- 従って本報告は、公表された情報に基づいて、浮穴個人が考えたことである。（倫理委員会の見解ではありません。）

本報告の狙い

- 技術者業務の遂行時には、「技術士倫理綱領」上の問題に遭遇することがあり得る。その際には、技術士には綱領に基づき判断をすることが求められる。
- 本報告は、その判断の一助となるように『倫理綱領』を技術者の立場から具体的に理解できるようになることを狙いとした。
- その方法として、『技術者倫理事例集』から倫理綱領に関連した事例を取り上げ、自分ない調査したことを追加し、それぞれの事例で技術者としてどのような行動を取るべきかを考えた。

最初に確認したことー1

倫理を考えるようになって、次の点が気になり確認した。

■綱領と要綱は違うのか？ →拘らないことにした。

要綱：要約した大綱。基本となる重要な事柄。また、それをまとめ記したもの。
(精選版 日本国語大辞典)

綱領：①物事の主要なところ。要点。眼目。②政党、労働組合など、ある組織において団体活動のよいところとなる基本方針。その主張、目的、政策、あるいは実践の規範などを示したもの。(精選版 日本国語大辞典)

■技術者倫理と技術士倫理 →拘らないことにした。

平成22年に編纂された「技術士の倫理」において、『大部分が「技術者の倫理」といわれることを扱いながら、表題を「技術士の倫理」としているのは、一部で技術士に焦点合わせていること、そして日本の技術者倫理の展開が、技術士制度と密接に結びついているため』と記されている。

最初に確認したことー2

■ 倫理とコンプライアンスは違うのか？

『コンプライアンスを「法令・規制・規格・業界自主規制など他律的な社会規範に抵触しないように統制すること」の意味に限定して用いる。これに対して、企業倫理は、「法律上の義務ではないが経営姿勢として社会的に妥当と考えられる措置を自主的に講じること」の意味として用い、両者を区別する。』(笹本雄司郎:日本労働研究雑誌, No. 530(2004)4-10)

技術士倫理綱領は、企業倫理に準じて、「技術者の行動に対して、社会的に妥当と考えられる措置を自主的に講じる」ための指針を与えるものと考え、自分自身を律するモノである。

ただし、技術士倫理綱領は、倫理審査規定で日本技術士会の除名の根拠にはなる。

参考 倫理とは

1. 倫理とは

倫理学とは、**規範の根拠**について考える学問。

規範とは「～はわるい」「～はよい」「～してはいい」「～してもよい」「～すべきだ」「～すべきではない」といった文で表現される事柄。

規範の根拠について考えるとは、**どうして「～はわるい」のか、なぜ「～はよい」のか、どうして「～してはいい」のか、なんで「～してもよい」のか、なぜ「～すべき」なのか、なんで「～すべきではない」のか、ということ**を考えること。

(大阪市立大学・文学部・土屋貴志准教授の資料より)

職業倫理

2. 職業倫理

専門性を必要とする職業に従事するものは、その専門的な知識とスキルを身に付けた専門家である。その知識・スキルは、世のために使えもするが、悪意をもって人類・社会に害をもたらすこともできる。

従って、専門職の従事者は、前頁の「倫理」の考え方から、**自らの専門知識をどのように用いられなければならないか**という「規範」を明確にすることが求められる。

3. 技術士(者)倫理

技術士(者)倫理は、職業人としての技術者が、自ら有する専門知識・スキルを用いて、「**してはいけないこと**」、「**すべきこと**」の規範を文章によって明確にしたものと理解できる。

職業倫理のcomponents

RICS※は、専門職の職業倫理の要素として、下記の項目を取り上げている。

これは、後述の技術士倫理綱領と重なる部分が多い。技術士倫理綱領は職業倫理であると言える。

①正直性(honesty)

②誠実性(Integrity)

③透明性
(transparency)

④説明責任
(accountability)

⑤守秘義務
(confidentiality)

⑥客観性(objectivity)

⑦尊重(respect)

⑧法令遵守
(obedience to the law)

⑨忠誠心(loyalty)

(※Royal Institution of Chartered Surveyors英国王立勅許鑑定士協会:1868年に英国で設立された、土地・不動産・建物分野の国際的職業専門家団体)

2. 技術士倫理綱領の概要

技術士プロフェッション宣言

コンサルタント・エンジニアからプロフェッショナル・エンジニアに

われわれ技術士は、国家資格を有するプロフェッションにふさわしい者として、一人ひとりがここに定めた行動原則を守るとともに、社団法人日本技術士会に所属し、互いに協力して資質の保持・向上を図り、自律的な規範に従う。これにより、社会からの信頼を高め、産業の健全な発展ならびに人々の幸せな生活の実現のために、貢献することを宣言する。

技術士の行動原則

1. 高度な専門技術者にふさわしい知識と能力を持ち、**技術進歩に応じてたえずこれを向上**させ、自らの技術に対して責任を持つ。
2. 顧客の業務内容、品質などに関する要求内容について、課せられた**守秘義務**を順守しつつ、業務に**誠実に取り組み**、顧客に対して責任を持つ。
3. 業務遂行にあたりそれが**社会や環境**に与える影響を十分に考慮し、これに適切に対処し、人々の**安全、福祉などの公益**をそこなうことのないよう、社会に対して責任を持つ。

技術士プロフェッション宣言においてプロフェッションの概念は、

- 1) 教育と経験により培われた高度の専門知識及びその応用能力を持つ
- 2) 厳格な職業倫理を備える
- 3) 広い視野で公益を確保する
- 4) 職業資格を持ち、その職能を発揮できる専門職団体に所属する

(参考情報)日本技術士会組織行動規範

2022年3月10日の理事会で、日本技術士会の組織行動規範が承認・策定された。行動規範と倫理綱領の文言の類似性から、両者の関係が気になるが、技術士会は下記のように両者は並列としている。

1. 組織行動規範の位置づけ

公益法人としての適正なガバナンスの下、**日本技術士会の社会的使命を経営理念として明確化し、役員、会員と職員が組織活動において常に立ち返るべき行動の拠り所（行動規範）**を日本技術士会組織行動規範として策定した。

2. 技術士倫理綱領との関係

倫理綱領と組織行動規範は、それぞれ以下の趣旨で策定されるものであり、**両者の間に優先順位はなく並列。**

- ◆ 技術士倫理綱領：職業資格としての「技術士」がその社会的使命を全うするために、その業務を遂行する上で遵守すべき行動原則
- ◆ 行動規範：公益法人としての日本技術士会の構成員が、法人としての日々の組織活動において、常に立ち返るべき行動の拠り所

技術士倫理綱領と指針一

【前文】

技術士は、科学技術が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献する。

技術士は、その使命を全うするため、技術士としての品位の向上に努め、技術の研鑽に励み、国際的な視野に立ってこの倫理綱領を遵守し、公正・誠実に行動する。

（公衆の利益の優先）

1. 技術士は、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮する。

- (1) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の利益とその他の利害関係者（自分、同僚、雇用者、依頼者等）の利益が相反した場合は、公衆の安全、健康等の利益を守ることを最優先してこれに対処する。
- (2) 技術士は、その業務の履行に当たり、公衆の安全、健康や財産に害を及ぼすような事態に遭遇したときは、この事態を雇用者又は依頼者に知らせ、その防止策を提案し、また、適切な解決を求める。

（持続可能性の確保）

2. 技術士は、地球環境の保全等、将来世代にわたる社会の持続可能性の確保に努める。

- (1) 技術士は、現在及び将来世代の人々の利益のために、自然環境及び人工的に作られた環境を守り、及び、可能な限りその質を高めるように努める。
- (2) 技術士は、業務に際し、予見し得る環境への影響を可能な限り最小にするよう努める。

（有能性の重視）

3. 技術士は、自分の力量が及ぶ範囲の業務を行い、確信のない業務には携わらない。

- (1) 技術士は、業務の受託に際し自分の専門範囲以外の事項を表示したり、誇大な広告をしたりしない。
- (2) 技術士は、自分の経験が不十分な業務については、十分な事前の学習、研究を行う。
- (3) 技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示しない。
- (4) 技術士は、その業務に関して、自分の学歴、業績及び資格を詐称しない。
- (5) 技術士は、業務が自分の力量の及ぶ範囲を超える場合には、他の専門家等の適切な助力を求める。

（真実性の確保）

4. 技術士は、報告、説明又は発表を、客観的でかつ事実に基づいた情報を用いて行う。

- (1) 技術士は、その業務に関して、雇用者、依頼者等の利害関係者に対し、その目的、内容やそれがもたらす可能性のある結果について説明責任を果たす。
- (2) 技術士は、遭遇した技術的な問題の論争に対し、これに関する十分な専門的な見識を有するときは、適宜、意見を表明する。

技術士倫理綱領と指針-2

(公正かつ誠実な履行)

5. 技術士は、公正な分析と判断に基づき、託された業務を誠実に履行する。

- (1) 技術士は、業務の履行にあたり、事前に自分の立場、業務範囲等を明確にする。
- (2) 技術士は、雇用者又は依頼者との間の利益相反の事態を回避するように努める。
- (3) 技術士は、自分が履行した業務又は自分の指導の下で履行した業務に対して、応分の責任をもつ。

(秘密の保持)

6. 技術士は、業務上知り得た秘密を、正当な理由がなく他に漏らしたり、転用したりしない。

- (1) 技術士は、雇用者又は依頼者の正当な利益を擁護する立場を堅持する。

(信用の保持)

7. 技術士は、品位を保持し、欺瞞的な行為、不当な報酬の授受等、信用を失うような行為をしない。

- (1) 技術士は、専門職としての尊敬を得、維持するため、常にその資格にふさわしい品位を保持する。
- (2) 技術士は、報告書におけるデータや計算書の恣意的な処理や改ざん・捏造、誇大な広告、学歴・業績の詐称等の行為をしない。
- (3) 技術士は、利害関係者との間で公式な契約に基づく報酬以外の利益を授受しない。
- (4) 技術士は、自分、所属する組織、日本技術士会、及び技術士全体の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしない。

(相互の協力)

8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。

- (1) 技術士は、共に働く者の、安全、健康及び権利を守る。
- (2) 技術士は、公正かつ自由な競争の維持に努める。
- (3) 技術士は、他の技術士又は技術者の名誉を傷つけ、権利を侵害し、又は業務を妨げるようなことはしない。

(法規の遵守等)

9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。

- (1) 技術士は、国内業務履行に当たっては、国内法令、国際条約と議定書、国際規格、その他各種基準・規格類に従い、並びに地域社会の慣行等文化を尊重する。
- (2) 技術士は、海外業務履行に当たっては、該当する国や地域で適用される法規に従い、また、対象場所の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重する。

(継続研鑽)

10. 技術士は、常に専門技術の力量並びに技術と社会が接する領域の知識を高めるとともに、人材育成に努める。

- (1) 技術士は、専門分野の、業務経験、研修会参加、文献の学習、論文発表等を通じて、常に新しい情報に接し、専門職としての力量を向上させるよう努める。
- (2) 技術士は、専門以外の分野についても、研修会参加、文献の学習等を通じて、資質の向上に努める。
- (3) 技術士は、監督下にある技術者に対して専門職としての成長の機会を与える等、人材の育成に努める。

技術士倫理綱領に反する行為をした場合

【定款】(除名)

第12条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会において別に定める規定に基づき、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の秩序又は信用を害し、その他技術士の品位を失うような行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【会員の入退会等に関する規則】(除名)

第11条 準会員が本会の秩序又は信用を害し、準会員としての品位を失うような行為のあったときは、理事会が別に定める規則に基づき、理事会の決議によって、準会員を除名することができる。ただしその準会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

【倫理審査規定】(審査事由)

第2条 つぎの各号の事項が審査の事由となる。

- (1) 定款第12条に定める違反または行為
- (2) 会員の入退会に関する規則第11条に定める行為
- (3) その他技術士法、定款、技術士倫理綱領又は本会の定める諸規程に違反する行為

【倫理審査規定】(審査結果)

第14条 小委員会は、審査手続を終了したときは、総務委員会に対しつぎの区分による審査結果を報告する。

- (1) 定款第12条による処分に相当する。
- (2) 会員の入退会に関する規則第11条による処分に相当する。
- (3) 前2号の処分には至らないが戒告に相当する。
- (4) 前3号のいずれにも該当しない。

注)小委員会は、総務委員長が指名する総務委員3名からなる委員会。

3. 技術士倫理綱領の構造

技術士倫理綱領のモラル要素の7価値原則及び9義務の関連性

技術士会が2001年に「科学技術に係るモラルに関する調査」を実施。技術者の活動で遭遇するモラル問題に係る要素を「7つの価値原則」と「9つの義務」に対応させ整序する「**モラルの整序**」という考え方を提示した。

7価値原則	技術士倫理要綱	9義務								
		注意義務	環境配慮義務	情報（説明責任）開示義務	忠実義務	守秘義務	自己規制義務	協同義務	規範遵守義務	継続学習義務
公衆優先	1 公衆の利益の優先	◎	○	△	△				○	△
持続性	2 持続可能性の確保	△	◎	△					△	
有能性	3 有能性の重視	◎			△				○	◎
真実性	4 真実性の確保	○		◎			△	△	△	◎
誠実性	5 公正かつ誠実な履行	◎		○	◎			△	△	
	6 秘密の保持				△	◎			○	
正直性	7 信用の保持						◎	○	○	△
専門職	8 相互の協力	△						◎		
	9 法規の遵守等	△	○	△		○			◎	△
	10 継続研鑽		△					△	△	◎

技術士倫理綱領の対人関係

技術士の倫理：一義的に対人関係から考える。

対人関係	7価値原則	技術士倫理綱領
[技術者]対[公衆]	1. 公衆優先	1. 公衆の利益の優先
	2. 持続性	2. 持続可能性の確保
[技術者]対 [業務の相手方]	3. 有能性	3. 有能性の重視
	4. 真実性	4. 真実性の確保
	5. 誠実性	5. 公正かつ誠実な履行
		6. 秘密の保持
6. 正直性	7. 信用の保持	
[技術者]対[技術者]	7. 専門職	8. 相互の協力
		9. 法規の遵守等
		10. 継続研鑽

技術士法と技術士倫理綱領の関係

章	条項	題目	条文	No.	技術士倫理綱領
第四章 技術士等の義務	第四十四条	(信用失墜行為の禁止)	技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	1	公衆の利益の優先 公衆の安全、健康、福利が、公益。
	第四十五条	(技術士等の秘密保持義務)	技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなつた後においても、同様とする。	2	持続可能性の確保 環境保全により持続可能。
	第四十五条の二	(技術士等の公益確保の責務)	技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たつては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。	3	有能性の重視 専門分野提示により能力を示す。
	第四十六条	(技術士の名称表示の場合の義務)	技術士は、その業務に関して技術士の名称を表示するときは、その登録を受けた技術部門を明示してするものとし、登録を受けていない技術部門を表示してはならない。	4	真実性の確保 真実を希求のため研鑽が必要。
	第四十七条	(技術士補の業務の制限等)	1)技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。 2)前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。	5	公正かつ誠実な履行 業務のための誠実な専門提示。
	第四十七条の二	(技術士の資質向上の責務)	技術士は、常に、その業務に関して有する知識及び技能の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。	6	秘密の保持 業務上知り得た秘密の保持義務。
第七章 雑則	第五十六条	(業務に対する報酬)	技術士の業務に対する報酬は、公正かつ妥当なものでなければならない。	7	信用の保持 信用失墜行為の禁止。
	第五十七条	(名称の使用の制限)	1)技術士でない者は、技術士又はこれに類似する名称を使用してはならない。 2)技術士補でない者は、技術士補又はこれに類似する名称を使用してはならない。	8	相互の協力 技術士間の尊重により信用確保。
第八章 罰則	第五十九条	—	1)第四十五条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 2)前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。	9	法規の遵守等 法規遵守により信用、名誉を得る。
				10	継続研鑽 資質向上のための継続研鑽。

7価値原則と技術士倫理綱領、各種規範との対応

7価値原則	技術士倫理綱領	旧技術士倫理要綱	技術士法	プロフェッション 宣言行動原則	IEA倫理規定
1. 公衆優先原則	1. 公衆の利益の優先	(規定なし)	第四十五条の二(技術士等の公益確保の責務)	3. 公益確保	8. 公益確保
2. 持続性原則	2. 持続可能性の確保	(規定なし)	第四十五条の二(技術士等の公益確保の責務)	3. 環境	9. 環境影響
3. 有能性原則	3. 有能性の重視	2. 専門技術の権威 9. 広告の制限 10. 専門家等との協力	第四十六条(技術士の名称表示の場合の義務)		1. 資格詐称 3. 力量の範囲
4. 真実性原則	4. 真実性の確保	(規定なし)			5. 専門家意見
5. 誠実性原則	5. 公正かつ誠実な履行	3. 中立公正の堅持 5. 明確な契約		5. 誠実な取組	2. 応分の責任 5. 利益相反 7. 公正分析
	6. 秘密の保持	6. 秘密の保持	第四十五条(技術士等の秘密保持義務) 第五十九条(罰則)	2. 守秘義務	5. 守秘義務
6. 正直性原則	7. 信用の保持	1. 品位の保持 4. 業務の報酬	第四十四条(信用失墜行為の禁止) 第五十六条(業務に対する報酬)		1. 資格詐称 5. 正当な報酬
7. 専門職原則	8. 相互の協力	7. 公正、自由な競争 8. 相互の信頼			4. 共に働く者の権利
	9. 法規の遵守等	(規定なし)			4. 人権法規尊重
	10. 継続研鑽	2. 専門技術の権威	第四十七条の二(技術士の資質向上の責務)	1. 技術向上	6. 力量維持

「相互の協力」と「法規の遵守等」ー1

倫理綱領で、「技術者」対「技術者」の対人関係の「相互の協力」と「法規の遵守等」が制定された意図がよく理解できなかった。

そこで、この2項目の制定経緯を確認した。

	技術士倫理綱領 (平成23年3月17変更)	技術士業務倫理要綱 (昭和36年3月14日決定)	技術士倫理要綱 (平成11年3月9日改訂)	IEA Code of conduct (10 February 2009)
相互の協力	【相互の協力】 8. 技術士は、相互に信頼し、相手の立場を尊重して協力するように努める。	【不当競争】 7. 技術士は同業者の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことをしてはならない。 10. 技術士は、依頼者の利益に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに務めなければならない。	【相互の信頼】 8. 技術士は、相互に信頼し合い、相手の立場を尊重し、いやしくも他の技術士の名誉を傷つけ、あるいは業務を妨げるようなことはしない。 【他の専門家等との協力】 10. 技術士は、その業務に役立つときは、進んで他の専門家、あるいは特殊技術者と協力することに努める。	【共に働く者の権利】 【人権法規尊重】 4. 技術者は、ともに働く人の人権、並びに業務を遂行する場所の法令及び文化的価値を尊重する。
法規の遵守等	【法規の遵守等】 9. 技術士は、業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重する。	—	—	

「相互の協力」と「法規の遵守等」-2

1)「相互の協力」について

「**全米プロフェッショナルエンジニア協会(NSPE)**」の「**倫理規定III. 職業上の義務・No.7:技術者は、他の技術者の業務を根拠なく誹謗中傷してはいけません。もし他の技術者が、不法行為をしているという根拠のある疑いがある場合には、関係当局に報告すべきである(筆者意訳)**」とある。これと昭和36年、平成11年の技術士倫理要綱の条文と合わせて読むと、「相互の協力」は、同業者保護に端を発したものであると考えられる。

しかし、「**適正な競争**」が求められる時代の流れから、同業者保護の側面を弱め、ともに働くものを尊重し協力するという「相互の協力」の条文にしたと理解できる。

(一般の技術士業務は、独占的なものではなく、法的に守られる職域もなく、技術士間、一般の技術者との能力による競争が当然)

「相互の協力」と「法規の遵守等」-3

2) 法規の遵守等について

平成11年の技術士倫理要綱までは、「**人権**」についての条文はない。一方で、IEAは、ともに働くものの「**人権の尊重**」を謳っている。

現在の技術士倫理綱領の検討段階で、「**多様性の尊重**」として議論されていた条項が、最終的に「**法規の遵守等**」として人権に関する条項が制定された。

これは、特に海外における技術者業務の際の人権の尊重を起点にした条項で、その内容は「**海外業務を行う国や地域の社会慣行、生活様式、宗教等の文化を尊重するとともに、法規に従う**」というもので、これが「**法規の遵守等**」という表題になったと理解できる。

4. 技術者倫理の事例

技術者倫理事例集

技術士倫理綱領の理解を深める
技術者倫理事例集

平成25年4月

公益社団法人 日本技術士会
倫理委員会 編

技術士倫理綱領の各条文が、技術者に何を求めているかを理解するため、左記事例集から各条文に関連する事例を取り上げ、一部筆者の調査も加えて、考察した。

倫理事例集全58事例

No	倫理(項目) 網領	分野	事例番号	事例名	No	倫理(項目) 網領	分野	事例番号	事例名	No	倫理(項目) 網領	分野	事例番号	事例名		
1	公衆の利益の優先	原子力	2.1.1	原子力発電所の自主点検記録に関する不正な取扱い	20	公衆の利益の優先	家庭器具・材料	2.7.1	カセットボンベの爆発	40	公衆の利益の優先	持続可能性(環境)の確保	生活環境	4.1.1	土壌埋戻し材「フェロシルト」不法投棄問題	
2			2.1.2	原子力発電所の2次配管破断による作業員の死傷事故	21			2.7.2	FF式石油温風暖房機による一酸化炭素ガス中毒	41				4.1.2	カリフォルニア水利開発と環境破壊	
3			2.1.3	定期検査中の原子力発電所における臨界事故の発生と事故隠し	22			2.7.3	パロマ瞬間湯沸かし器の安全装置改造問題	42				4.1.3	世界ダム委員会報告	
4			2.1.4	使用済燃料輸送容器の材料検査データの改ざん	23			2.7.4	パロマ工業に対する危害防止命令	43				4.1.4	宮城県気仙沼の大容量廃滓ダム液状化崩壊	
5		自動車	2.2.1	三菱自動車リコール隠し	24			2.7.5	リチウムイオン電池不具合	44				4.1.5	DDTの使用禁止・制限の是非	
6			2.2.2	デーゼル車向け排ガスのデータ改ざん事件	25			建設	自然環境	4.2.1			外来生物の駆除(有用性が認められる生物の便益と生物系かく乱)			
7		鉄道	2.3.1	新潟中越地震における上越新幹線脱線事故	26					2.8.1			山陽新幹線トンネル壁コンクリート落下	45	4.2.2	開発と希少野生動物の保護(白神山地ブナ原生林の保護)
8			2.3.2	営国地下鉄月比谷線脱線衝突事故	27		2.8.2			大阪天六ガス爆発			46	4.2.3	地球温暖化に関するCO2総量規制	
9			2.3.3	JR福知山線脱線事故	28		2.8.3			東北新幹線御徒町トンネル土砂噴出			47	4.2.4	ナホトカ号重油流出事故	
10		輸送設備	2.4.1	六本木ヒルズ自動回転ドア死亡事故	29		2.8.4			広島新交通システム橋桁落下			48	情報取扱いの不正な	5.1.1	ファイル共有ソフトによる著作権法違反ぼう助容疑
11			2.4.2	ジェットコースター事故	30		2.8.5			梶戸(さいかちど)橋締切支保工倒壊			49		秘密保持・法規遵守など	5.1.2
12			2.4.3	エスカレーター逆走事故	31		2.8.6	下水道工事中の掘削溝崩壊	50	5.1.3			イービス艦情報流出で海自三佐起訴			
13		化学製品・物質	2.5.1	カネミ油症事件	32		2.8.7	不発弾爆発	51	5.1.4			新潟鉄工事件			
14			2.5.2	水俣病	33		2.9.1	多摩川水害	52	5.1.5			新日鉄営業秘密漏えい			
15			2.5.3	ポパール(インド)化学工場事故	34		2.9.2	東海豪雨災害	53	談合			5.2.1	公共事業を巡る入札談合問題		
16		2.5.4	飼料工場粉じん爆発	35	2.9.3		有珠山噴火	54	5.2.2			宮崎県官製入札談合事件				
17		製鉄工場	2.6.1	製鉄所から高炉ガス漏れ・中毒	36		健康	3.1.1	雪印乳業集団食中毒事件			55	5.2.3	鋼橋上部工事の入札談合事件		
18			2.6.2	コークス炉ガスホルダー爆発	37			3.1.2	遺伝子組換え食品	56		継続	6.1	品位の向上		
19			2.6.3	鋼管・鋼材データねつ造	38			システム情報	3.2.1	みずほ銀行システム統合失敗			57	6.2	技術士として求められる知識・能力	
			39		3.2.2	ジェイコム株大量誤発注事件	58									
														3.2.3	岡崎市立中央図書館事件	

全事例の技術士倫理綱領分析表 1

No	倫理綱領項目	分野	事例番号	事例名	事例と技術士倫理綱領の対応										
					前文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
						益公 の衆 優の 先利	性持 の続 確可 保能	重有 視能 性の	確真 保実 性の	行誠 実正 なかつ	持秘 密の 保	持信 用の 保	力相 互の 協	守法 等規 の遵	継続 研鑽
1	公衆の利益の優先(安全)	原子力	2.1.1	原子力発電所の自主点検記録に関する不正な取扱い	◎			◎			◎		○		
2			2.1.2	原子力発電所の2次配管破断による作業員の死傷事故	◎				◎				○		
3			2.1.3	定期検査中の原子力発電所における臨界事故の発生と事故隠し	◎			◎			◎		◎		
4			2.1.4	使用済燃料輸送容器の材料検査データの改ざん	◎			◎	◎		◎				
5		自動車	2.2.1	三菱自動車リコール隠し	◎			◎			◎	◎	◎	○	
6			2.2.2	ディーゼル車向け排ガスのデータ改ざん事件	○	○		◎	◎		◎				
7		鉄道	2.3.1	新潟中越地震における上越新幹線脱線事故	◎									◎	
8			2.3.2	営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故	◎		◎								
9			2.3.3	JR福知山線脱線事故	◎				◎					○	
10		輸送設備	2.4.1	六本木ヒルズ自動回転ドア死亡事故	◎				◎					○	
11			2.4.2	ジェットコースター事故	◎		◎						◎		
12			2.4.3	エスカレーター逆走事故	◎		◎	○							
13		化学製品・物質	2.5.1	カネミ油症事件	◎	○								○	
14			2.5.2	水俣病	◎	◎		○						○	
15			2.5.3	ポパール(インド)化学工場事故	◎	◎	◎						◎	◎	
16			2.5.4	飼料工場粉じん爆発	◎		◎						◎		
17		製鉄工場	2.6.1	製鉄所から高炉ガス漏れ・中毒	◎		◎						◎	◎	
18			2.6.2	コークス炉ガスホルダー爆発	◎			◎				◎	◎		
19			2.6.3	鋼管・鋼材データねつ造	◎			◎			◎		◎		

全事例の技術士倫理綱領分析表2

No	倫理綱領項目	分野	事例番号	事例名	事例と技術士倫理綱領の対応											
					前文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
						益公 の衆 の優 の先 利	性持 の続 の確 の保 能	重有 視能 性 の	確真 保実 性の	行誠 公正 な履 かつ	持秘 密の 保	持信 用の 保	力相 互の 協	守法 等の 遵	継続 研鑽	
20	公衆の 利益の 優先 (安全)	家庭 器具 ・ 材 料	2.7.1	カセットボンベの爆発		◎			◎					◎		
21			2.7.2	FF式石油温風暖房機による一酸化炭素ガス中毒		◎								◎		
22			2.7.3	パロマ瞬間湯沸かし器の安全装置改造問題		◎			◎	○						
23			2.7.4	パロマ工業に対する危害防止命令		◎			◎	◎					◎	
24			2.7.5	リチウムイオン電池不具合		◎			◎							
25		建設	2.8.1	山陽新幹線トンネル壁コンクリート落下		◎				◎						
26			2.8.2	大阪天六ガス爆発		◎				◎			○			
27			2.8.3	東北新幹線御徒町トンネル十砂噴出		◎			◎			○		◎		
28			2.8.4	広島新交通システム橋桁落下		◎		◎								◎
29			2.8.5	梶戸(さいかちど)橋締切支保工倒壊						◎			◎	◎		
30	2.8.6		下水道工事中の掘削溝崩壊									◎	◎			
31	2.8.7		不発弾爆発		◎							◎				
32	自然 災害	2.9.1	多摩川水害		◎		○								○	
33		2.9.2	東海豪雨災害		◎			◎						◎		
34		2.9.3	有珠山噴火		◎		○	◎								
35	公衆の 健康・ 利便性 の優先	健康	3.1.1	雪印乳業集団食中毒事件		◎		○								
36			3.1.2	遺伝子組換え食品		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○
37		シス テム 情 報	3.2.1	みずほ銀行システム統合失敗		◎			◎							
38			3.2.2	ジェイコム株大量誤発注事件		◎		◎								
39			3.2.3	岡崎市立中央図書館事件		◎			◎							

全事例の技術士倫理綱領分析表3

No	倫理綱領項目	分野	事例番号	事例名	事例と技術士倫理綱領の対応											
					前文	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
						益公 の衆 優の 先利	性持 の続 確可 保能	重有 視能 性の	確真 保実 性の	行誠 実正 な履 かつ	持秘 密の 保	持信 用の 保	力相 互の 協	守法 等規 の遵	継続 研鑽	
40	持続可能性の確保（環境）	生活環境	4.1.1	土壌埋戻し材「フェロシルト」不法投棄問題		◎	◎			◎				◎		
41			4.1.2	カリフォルニア水利開発と環境破壊	◎		◎									
42			4.1.3	世界ダム委員会報告		◎	◎		◎						◎	
43			4.1.4	宮城県気仙沼の大容量廃滓ダム液状化崩壊		◎	◎									
44			4.1.5	DDTの使用禁止・制限の是非		◎	◎		◎							
45		自然環境	4.2.1	外来生物の駆除(有用性が認められる生物の便益と生物系かく乱)		◎	◎									
46			4.2.2	開発と希少野生動物の保護(白神山地ブナ原生林の保護)		◎	◎									
47			4.2.3	地球温暖化に関するCO2総量規制		◎	◎	◎								◎
48			4.2.4	ナホトカ号重油流出事故		◎	◎									
49		秘密保持・法規遵守など	情報取扱いの不正な	5.1.1	ファイル共有ソフトによる著作権法違反ほう助容疑		○								◎	
50	5.1.2			ACCS不正アクセス事件		◎			◎	◎					◎	
51	5.1.3			イーゼス艦情報流出で海自三佐起訴							◎				◎	
52	5.1.4			新潟鉄工事件							◎				○	
53	5.1.5			新日鉄営業秘密漏えい							◎			○		
54	談合		5.2.1	公共事業を巡る入札談合問題									◎	◎		
55			5.2.2	宮崎県官製入札談合事件							◎		◎	◎		
56			5.2.3	鋼橋上部工事の入札談合事件							◎		◎	◎		
57	継続研鑽	6.1	品位の向上								◎				◎	
58		6.2	技術士として求められる知識・能力												◎	

10の倫理綱領を理解するための事例

No	倫理綱領項目	事例番号	事例名	追加分析			
				事例の簡単な内容	起因業務など	対象業務の類型	発生原因の類型
14	公衆の利益の優先	2.5.2	水俣病	排出されたメチル水銀化合物に汚染された魚介類を摂取した人々が健康被害を受けた。	未知の現象の原因認定業務。原因不明段階の副生メチル水銀化合物の対応？	生産工程設計、行政の原因認定。	問題発覚後の対応。
41	持続可能性の確保	4.1.2	カリフォルニア水利開発と環境破壊	農地のための水利開発が急速に進んだ結果、塩害による耕作障害、農薬の問題が発生した。	半乾燥地の灌漑の水に含まれる塩分が累積。土壌の洗浄をしなかった。多くの事例があり予見可能。	行政、農地開発の灌漑技術。	不作為の結果？
28	有能性の重視	2.8.4	広島新交通システム橋桁落下	橋脚上に橋桁を3段積H型鋼上のジャッキ上に載せ、橋桁を降下中に型鋼が座屈し、落下。	直接的には、H型鋼を井桁に組むべきであった。施行計画、現場管理なども問題。	施行計画、管理、現場の安全管理。	施行管理ミス。
39	真実性の確保	3.2.3	岡崎市立中央図書館事件	図書館システムに問題があり、自動情報引出しソフト、クローラのアクセスを攻撃とみなし、刑事事件化。	システムの脆弱性が原因、システム会社は問題を認識し修正。図書館に連絡せず修正版を未使用のため不具合発生。	システム技術(発注側、受注側)。	システム設計のミス。
23	公正かつ誠実な履行	2.7.4	パロマ工業に対する危害防止命令	瞬間湯沸かし器の問題で点検・回収命令を誠実に実行せず、危害防止命令が発令された。	対象の5.3万件のうち約2万件を回収、残り3.3万件は対象外と報告。その後14件の回収漏れが発覚し、危害防止命令発出。	経営管理、業務管理。	不十分な業務設計。
53	秘密の保持	5.1.5	新日鉄営業秘密漏えい	ポスコが新日鉄元社員より電磁鋼板製造方法(営業秘密)を不正取得し、元社員、ポスコ 両者に損害賠償を提訴。	元社員は当該技術を秘密情報として取り扱っていなかったとの主張もあった様。	職務発明の帰属。研究・開発、知財管理。	知財倫理。
19	信用の保持	2.6.3	鋼管・鋼材データねつ造	JFE、日鉄関連会社、神鋼などが、試験をせずに鋼管、鋼材のデータを捏造して出荷した。	強度、品質に問題はないと過信し、生産重視で、試験の手間を省いた。	工場管理、品質管理。	確信的業務。
16	相互の協力	5.2.3	鋼橋上部工事の入札談合事件	官製談合取締強化に中安値受注を避けるため談合を続け国交省発注の鋼橋工事談合が発覚。	先発と後発の企業から成るK会、A会の二つ談合組織と、発注者(道路公団)が摘発された。	行政、業者の経営管理。	確信的な談合。
49	法規の遵守等	5.1.1	ファイル共有ソフトによる著作権法違反ほう助容疑	Winnyの利用者がこれを利用して著作権法違反行為を行い、Winny開発者がほう助犯として訴追された。	違法使用責任は、利用を判断した者にあるのか、開発者にあるのか、が論点。最高裁判断は前者。	ソフト開発。	ソフト開発者の倫理。
7	継続研鑽	2.3.1	新潟中越地震における上越新幹線脱線事故	上越新幹線が200km/hで走行中に中越地震に会い、脱線等はしたが、負傷者は出さなかった。	阪神大震災の教訓を活かし、橋脚の強化等を行った。	設計技術、基準制定技術。	教訓を活かし対策。Positiveな結果。

事例1 水俣病の概要 **(公衆の利益の優先)**

事例名	水俣病
事例の概要	<p>水俣病は、新日本窒素肥料(新日窒/現チッソ)・水俣工場のアセトアルデヒドの製造工程で副生したメチル水銀化合物による中毒性中枢神経系疾患で、化学工場などから環境に排出された同物質によって汚染された海産物をヒトが経口摂取したことにより集団発生した公害病である。</p> <p>1953年に水俣病公式第1号患者発病、1956年5月1日、熊本県水俣市の新日窒・水俣工場附属病院長が水俣保健所に患者の発生を報告し、公式に確認された。1968年9月26日、厚生省は、水俣病の原因物質を新日窒・水俣工場の廃液に含まれたメチル水銀化合物であると認定した。</p>
技術者の視点	<p>①1957年に、厚生省は水俣港湾の魚介類摂取による中毒であること、及び原因物質はある種の化学物質ないし金属類であることを報告した。さらに、1959年には熊本大学医学部が原因物質は水銀化合物、特に有機水銀であることを突き止めた。しかし、他の同種の化学工場の排水では同様の病気が発生していないこと、無機水銀が有機化するメカニズムが分からないことから、行政による対策は進展しなかった。当時の分析技術の限界など不確実性が多少あったとしても、化学物質を扱う企業としては、1953年に最初の患者が確認された時点で第三者機関と協力して積極的に原因究明と対策を実施すべき社会的責任があったと考えられる。</p> <p>②1959年、通産省は新日窒に対して排水処理設備を完備するように指導した。これに従って新日窒が同年完成した凝集沈殿処理装置は、排水中のメチル水銀化合物の除去効果を持たないことが後に判明した。結果的に、公害が拡散しさらに被害者数の増加と補償問題の拡大に繋がった。</p>
参考情報 (筆者調査)	<p>①新日窒・水俣工場と同じ製法でアセトアルデヒドを製造していた工場は、当時国内外に20か所以上あり、水銀を未処理で排出していた工場場所も他にあったが、これほどの被害を引き起こしたのは水俣のみであった。</p> <p>②新日窒の特殊性は、1951年に助触媒の変更による大量の有機水銀化合物の排出、と言われている。</p> <p>③1930年に、スイスの労働衛生学者ツァンガーが、アセトアルデヒド工場において有機水銀中毒と疑われる症例を報告していた。また、1937年には、ドイツのケルシュが、ツァンガーの論文を引用し、アセトアルデヒド工程で触媒水銀からメチル水銀化合物が副生されるので注意が必要と報告している。</p> <p>④ツァンガーの論文は、1987年5月、熊本水俣病京都訴訟の原告によって証拠として提出された。水俣病との関わりで出てきたのはこのときが初めてであった。</p> <p>⑤水俣病関西訴訟で、最高裁(2004年)は「1959年11月の時点で有機水銀化合物が原因物質であると認識できる状態であったが、1959年12月末までに対策を講ずるよう新日窒に命じなかったことは、熊本県に責任がある。」という判決を下した。</p> <p>⑥1950～年は、高度経済成長期にあり、地元経済、日本経済への影響を懸念し、速やかな水俣病の拡大防止策が取れなかった、推測されている。</p>

水俣病に関する各関係組織の対応等

	年表	状況	新日窒・経営・工場・附属病院	附属病院・熊本大学医学部等	行政(国、熊本県)
(1)	1950年代、水俣病発生時には、排水の水質基準なし。	1930年、スイスでアセトアルデヒド製造で有機水銀中毒が疑われる被害あり。日本では知られていなかった。			
(2)	1953年に公式患者第1号、1956年5月1日に水俣病が公式発見。			5月28日、保健所中心で医師会・市立病院・チツソ附属病院・市衛生課からなる水俣市奇病対策委員会を設置。	
(3)	1958年7月、厚生省が研究成果と対策を通知。		新日窒は、Mn、Se、Taは排水中で有害基準以下であり問題が無いと反論。	厚生科学研究班は「原因のある種の化学物質ないし重金属と推定」。	厚生省は水俣病の研究成果と対策を関係省庁・県市町村に通知。
(4)	1958年9月、新日窒が外部に連絡なく排出経路変更。	排水経路の変更により汚染地域が拡大、患者を増やした。	増産目的で、百閒港付近の汚染低減のため排水経路を変更。附属病院長は、経路変更により被害が拡大すれば、工場排水が原因を示唆、中止を進言。		
(5)	1959年7月、新日窒附属病院長による猫実験。	排水を猫に与えることで水俣病と同じような症状を示すことを確認。	会社の実験結果を報告、会社は実験の中止、結果の隠蔽を指示。実験結果が公になったのは1970年。		
(7)	1959年7月、熊本大学が調査状況を発表。		新日窒は有機水銀説への反論として、排出は無機水銀で、有機水銀は排出していないとして、排出し続けた。	熊本大学水俣病研究班が、「水俣病の原因は有機水銀であることがほぼ確定的になった」と発表。	
(8)	1959年10月、通産省が行政指導。	関西訴訟で最高裁は、この時点で会社は原因の認識可と判断。	同年12月に浄化槽を設置。後日、原因物質除去に全く効果のないことが判明。		通産省が、排水中止/浄化槽設置を指導。同省は経済のため製造中止に否定的、1969年まで排水規制なし。
(10)	1962年8月、熊本大学医学部の研究。			製造工程で無機水銀が有機化することを証明。	
(11)	1966年6月排水処理設備完成。		完全循環方式により排水よりメチル水銀除去。		
(12)	1968年5月アセトアルデヒド製造停止。		1968年5月、チツソ水俣工場が、アセトアルデヒド製造工程稼働停止。		
(13)	1968年9月、原因物質の政府統一見解。				「製造行程中の副生メチル水銀化合物が原因」を政府統一見解とした。
(14)	1969年2月、経済企画庁がメチル水銀の規制を開始。				水俣を指定水域として水質基準を定め、メチル水銀の規制開始。1970年12月に、全国で水銀等の有害物質の排水規制を実施。
(15)	1988年2月水俣病刑事裁判で有罪確定。 2004年10月水俣病関西訴訟で賠償責任確定。		排水路変更が被害拡大の会社の過失として刑事責任。		最高裁で「1959年11月に有機水銀が原因と認識可。同9年12月末までに対策することを新日窒に命じなかった」とは国、熊本県に賠償責任。

排水経路変更による水俣病の拡大

昭和33(1958)年9月、チッソは水俣湾百間港に排出していたアセトアルデヒド工程の排水を、一旦「八幡プール」に溜めて上澄みを北部の水俣川河口に放流するように変更した。

この結果、水俣川河口周辺や北側の地域で患者が発生し、工場排水が原因であることを示唆することになった。排水路変更は、最悪の「**人体実験**」になった。

後日、この排水路変更は、会社の過失として、社長、工場長が刑事責任を負うこととなった。



水俣病の技術者倫理分析

本件の主要な当事者：新日窒の経営者・工場技術者、行政

責任	問題となる行為	内容	関連する倫理(義務)
水俣病を発生させた責任	アセトアルデヒド製造工場建設	1) 1930年スイスで有機水銀中毒の報告があったが、日本では1987年に認識。1969年まで水銀の排水基準なし。 2) 技術者には「公衆の利益」の観点から、有機水銀の問題を予見する能力を期待するが、時の科学技術的限界があった。 3) 法的にもこの点の責任は行政、企業とも問われていない。	継続研鑽(継続学習義務)
水俣病を拡大させた責任	原因が化学物質にあることが推定された	1) 新日窒は、化学物質の量は有害基準以下と反論、対策を講じなかった。 2) 行政は、水俣病の研究成果と対策を関係省庁・県市町村に通知。(規制当局として具体的な対策の方法等を提示したかどうかは不明)	公衆の利益(注意義務) 持続可能性(環境配慮義務)
	排水経路を変更し、被害を拡大	1) 新日窒社内に反対意見もあったが、増産目的で、百閒港付近の汚染低減のため排水経路を変更し、汚染を広げた。 2) 後日、この変更は新日窒・経営者、工場管理者の過失として刑事責任を問われ、有罪判決。	公衆の利益(注意義務) 持続可能性(環境配慮義務) 法令遵守(規範遵守義務)
	社内の検討結果を隠蔽	新日窒付属病院で猫で実験を実施、会社は実験の中止、結果の隠蔽を指示。実験結果が公になったのは1970年。	真実性(情報開示義務)
	原因物質特定	新日窒は有機水銀説への反論として、排出は無機水銀で、有機水銀は排出していないとして、排出を継続。(後に熊本大学で無機水銀の有機化が証明)	公衆の利益(注意義務) 持続可能性(環境配慮義務)
水俣病を放置した責任	行政が浄化槽設置を指導	1) 加害企業は、浄化槽を設置したが、排水経路から明らかに原因物質除去効果がない設備を設置。 2) 行政の怠慢。この時点で行政は原因が認識でき、対策を講ずるべきだったとして、最高裁で行政の賠償責任が確定。	公正かつ誠実な履行(忠実義務)
	有機水銀の規制の遅れ	原因がほぼ確定して10年後に、水俣を指定水域としてメチル水銀の規制開始。	公正かつ誠実な履行(忠実義務)

注)筆者による水俣病に関する経緯調査に基づく整理。

水俣病に関してのまとめ

#	綱領(9義務)	コメント	技術者倫理事例集の分析
			筆者の分析
1	公衆の利益の優先 (注意義務)	危険な化学物質を扱う企業に従事する技術者は、常に公衆の安全を最優先に心掛ける必要がある。	
2	持続可能性の確保 (環境配慮義務)	技術者は環境汚染が生態系および人類に及ぼす被害の大きさを知り、予防的行動の重要性を認識すべきである。	
4	真実性の確保 (情報開示義務)	公害等を事前に又は発生後早期に対処するために、技術者は客観的かつ事実に基づいた報告することが重要である。	
9	法規の遵守等 (規範遵守義務)	公害防止関連法などの遵守。	
5	公正かつ誠実な履行 (忠実義務)	技術者は、効果のある方法で、遅滞なく、公害対策を行うことに努めるべきである。	
10	継続研鑽 (継続学習義務)	技術者は、公衆に害を及ぼさないように、業務に関連する最新技術の取得に務める。	

- **本事案は、一義的には、対公衆の安全の問題である。**
- **経営、行政は、利益、経済成長を重視した。現在の感覚では、この対応は理解に苦しむ。当時の社会情勢では生産中止が困難だった？しかし、司法判断、その後の会社の状況を見ると、当時の倫理に照らしても判断ミスでは？**
- **原因が不明な段階で、工場、行政の技術者はどのような対応を取るべきだったのか、現在であればどうするか、技術者倫理を考える上で良い事例。**

5. 技術士倫理綱領の改訂

技術士倫理綱領改訂の動き-1

1. 現技術士倫理綱領は、2011年3月に変更承認された。
2. その後、東日本大震災に伴う原発など大規模災害があり、時代に即した倫理綱領に改定する必要性が認識された。
3. 2015年以降、倫理委員会内で改定検討を始め、「最近の倫理事例」の分析と、「社会の動き・要請の変化」の調査を行った。
4. 「社会の動き・要請の変化」は、16の学協会・組織の改定の内容を調査することで把握した。

技術士倫理綱領検証報告書より

技術士倫理綱領改訂の動き-2

前述の検討から、下記の5つの課題を抽出した。

	課題	課題への対応の方向性
課題1	東日本大震災をはじめとする大規模な自然災害等を踏まえた 社会の安全に対する考え方の変化に対応できていない のではないかと	①自然災害等に対しては、長期間の情報収集により起こりうる事象を可能な限り把握し、施設の損傷による二次被害が特に重要となる。 ②長期性、大規模性、不可逆性、不確実性等に言及し、災害予防、及び、災害発生後の適切な対応の検討が必要。
課題2	新技術や分野横断的事項への取り組み に対応できていないのではないかと	①専門分野に拘らず、自然、社会、環境等の変化に対応し、新しい技術的課題に対して他部門の専門家と協力する。 ②状況の変化に対応するため、分野横断的な視点も持ち、継続研鑽が必要なことを明確にする。
課題3	組織内外を問わず 他者への働きかけ・倫理の実践 を勧めるべきではないかと	①組織内技術士は、組織の一員であると同時に自律的に行動することが求められ、倫理綱領に即した行動が期待される。 ②そのため、技術士には、公益通報者保護法を正しく理解する必要がある。
課題4	持続可能性の概念の広がり に対応出来ていないのではないかと	持続可能な社会の実現のため、技術だけでなく、経済活動全般、人々の暮らしまで、広い範囲を対象とした技術士の行動規範を、倫理綱領関係規定に位置づけるべき。
課題5	その他(記述に問題があると思われる箇所)	①利益相反に関して、②人権について、③「相互の協力」の対象について、④「法規の遵守等」の対象について、⑤「秘密の保持」の「守秘義務免除」の範囲について、⑥感染症対策の倫理的行動、などの検討。

技術士倫理綱領改訂の動き-3

1. 改訂のため、前期より、倫理委員会内に倫理に造詣の深い有識者による「倫理綱領検証WG」を設置。
2. 前頁の課題などに基づいて、倫理綱領検証WG、倫理委員会で、改訂作業が進捗中。

3. 改訂スケジュール

2021年11月 全国大会で改訂文案について意見交換実施

2022年4-6月 HPにて意見募集

2022年10月 全国大会での意見交換

2023年3月 最終案

2023年3月 理事会審議を経て新倫理綱領制定

6月20日に意見募集のメールは送付済み。締め切りは7月31日。

6. おわりに

- **近年、地震、気候変動による大規模災害が増加している。(被害額の増大)**
- **事例集を見ると、災害のみならず、技術に関連する事故、事件は後を絶たない。**
- **科学・技術の成果を享受して成立している現代社会において、技術を扱う専門職である「技術者」には「適切」な行動をとることが期待される。**
- **この講習会が、報道される事故、事件を「技術者倫理」の観点から考えるようになるキッカケになれば幸いである。**

参考文献

- 技術士倫理綱領
 - 技術士倫理綱領の解説
 - 技術士倫理綱領検証報告書
 - 最近の技術者倫理事例(Web公開)
(上記4文献は右記urlよりアクセス可:https://www.engineer.or.jp/c_cmt/rinri/)
 - 技術士の倫理
(https://www.engineer.or.jp/members/c_topics/004/attached/attach_4348_1.pdf)
 - 倫理綱領改定案に関する意見と回答
https://www.engineer.or.jp/c_topics/000/attached/attach_25_4.pdf
 - 日本技術士会の倫理綱領改訂に関する一考察
https://daido.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=20&file_id=22&file_no=1
- など